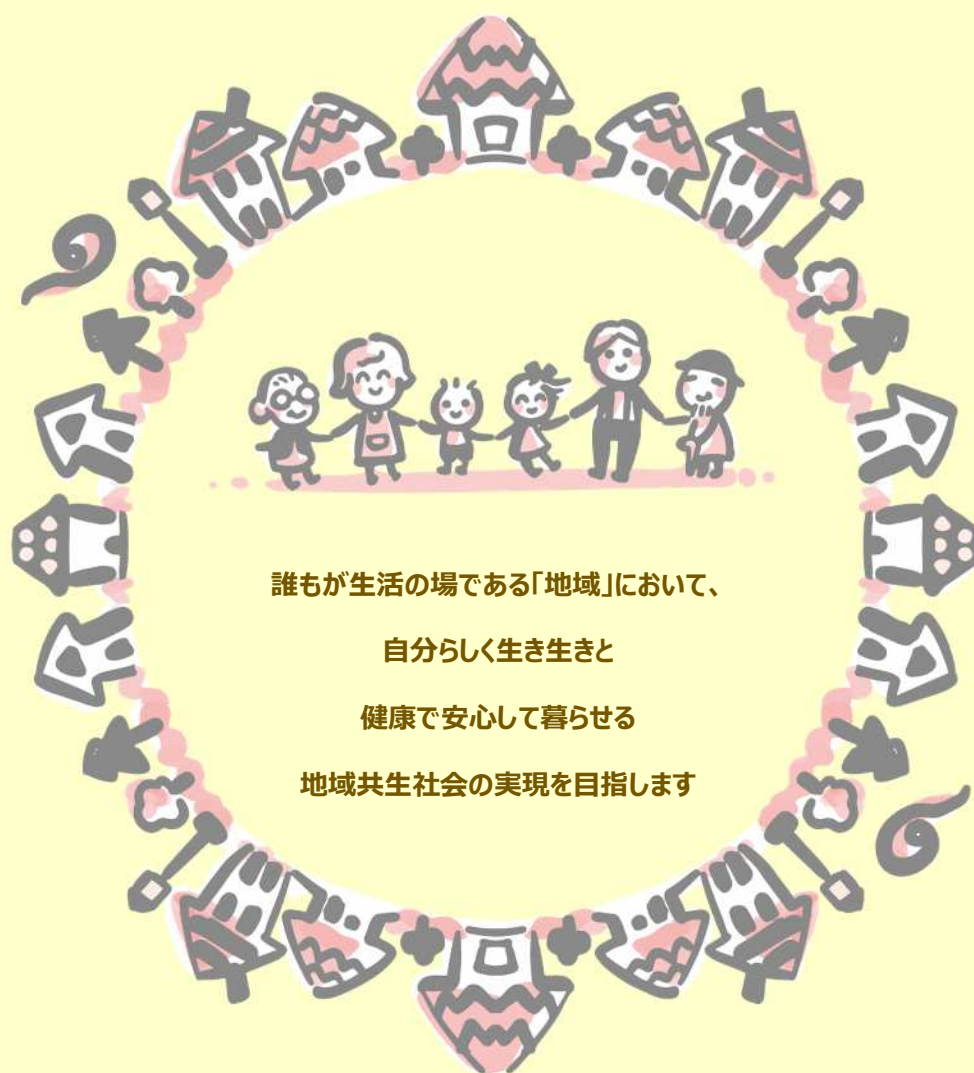



概要版

さいたま市 第3期保健福祉総合計画 (地域福祉計画)

令和5(2023)年度～令和11(2029)年度



令和5年3月

 さいたま市

計画策定の背景と目的

本市では、市民一人ひとりが、生活の場である「地域」において充実した人生を送ることができるよう、市民・事業者・行政が協働して、支え合い、尊重し合うコミュニティを築き、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスを総合的に展開することにより、健康で、誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指してきました。

一方で、近年、人口減少の本格化や少子高齢化の進行等により、家庭・地域・職場といった共同体機能が低下するとともに、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化してきており、ひとり暮らし高齢者の孤独死や子育てに悩む保護者の孤立等の社会的孤立、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、ヤングケアラー等の介護者支援の問題など複合化・複雑化した課題が顕在化しています。

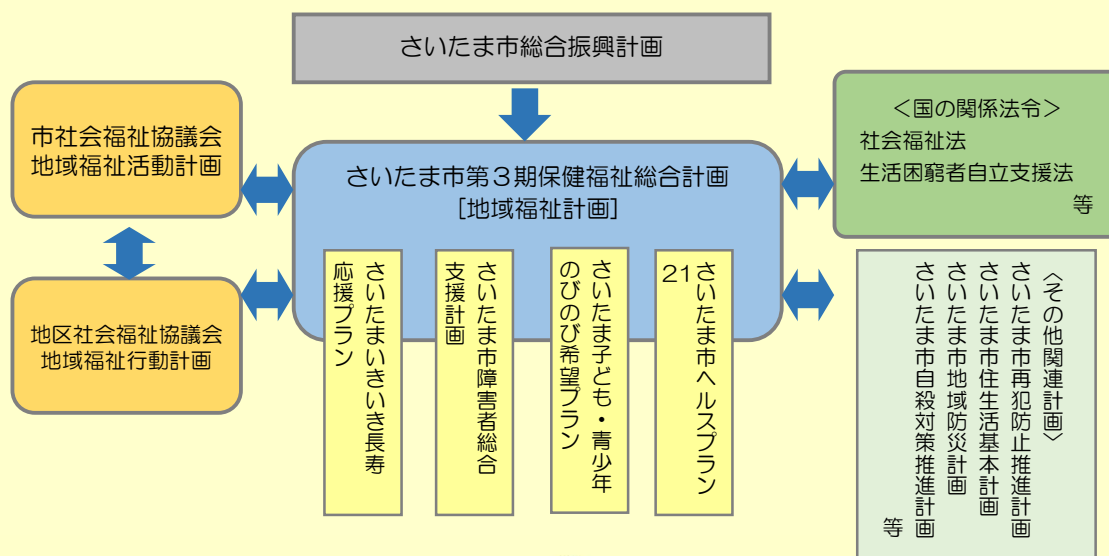
このような背景のもと、令和4（2022）年度を目標年度とする「さいたま市第2期保健福祉総合計画[地域福祉計画]」の期間満了に伴い、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応していくため、計画を見直し、「さいたま市第3期保健福祉総合計画[地域福祉計画]」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条第1項に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。また、生活困窮者自立支援法に基づき、「生活困窮者自立支援方策」を盛り込み、さいたま市ホームレス自立支援実施方針を包含する計画です。

上位計画である「さいたま市総合振興計画」のもと、地域福祉分野の推進を中心としながら、部門別計画やその他関連計画等との整合や連携を図った計画として策定しています。

本計画と市社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画及び地区社会福祉協議会で策定している地域福祉行動計画は、ともに地域福祉の充実を目指すという共通した目的をもって策定されていることから、整合や連携を図り策定しています。



計画期間

計画期間については、部門別計画との連動性を考慮し、中長期的な視点から施策・事業に取り組むものとし、令和5（2023）年度から令和11（2029）年度までの7年間とします。なお、中間年度を目安として検証を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026) 検証期	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
第2期 H25～R4		第3期保健福祉総合計画[地域福祉計画] R5～R11						次期 R12～	

計画の進行管理と評価

本計画は、毎年度、PDCA サイクル（Plan 計画→Do 実行→Check 点検・評価→Action 見直し改善）に基づいて進行管理を行います。

PDCA サイクルにおける Check（点検・評価）においては、事業の内部評価（市組織内で実施する自己評価）及び、有識者や市民による外部評価（さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会による評価）を行い、進捗状況の検証や必要な課題の把握分析をします。また、基本施策ごとに成果指標を設定し、本計画全体の客観的な実施状況を確認します。

Action（見直し・改善）においては、Check（点検・評価）を踏まえて、必要に応じて事業の見直し・改善を行い、結果を次年度に反映させていきます。なお、中長期的な社会状況等の変化に対応するため、中間年度において検証期を設け、必要に応じて成果指標等の見直しを行います。

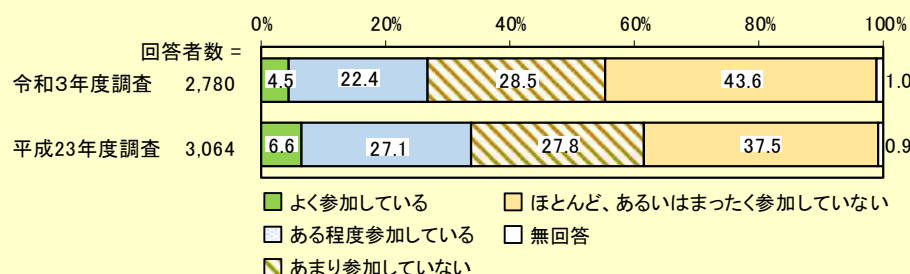
これらの内容は、本市ホームページ等を通じて、市民に情報提供してまいります。

計画課題の整理

（1）共生する地域社会の推進

少子高齢化の進行や世帯規模の縮小などにより地域や家庭、職場といった生活領域での支え合いの基盤が弱まってきています。このため、地域住民等が相互に尊重し合い、支え合う意識を醸成するとともに、地域社会との接点を築くことができる多様な支え合いの場や機会、仕組みづくりが必要です。

地域福祉に関する意識調査【自治会・町内会活動への参加程度】



平成23年度調査と比較すると、「あまり参加していない」と「ほとんど、あるいはまったく参加していない」を合わせた「参加していない」の割合が増加。

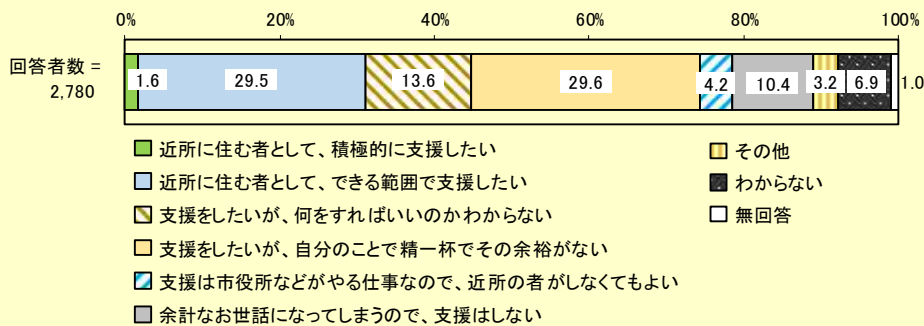
(2) 地域活動や業務の担い手の育成

市民が安心して暮らせる地域社会を実現する、地域での担い手が不足しています。このため、地域の支え合い活動を行う多様な主体が役割や機能を生かしつつ連携を図れるよう、また、複雑化・多様化する課題に相談支援が図られるよう、地域活動や専門職などの担い手の育成・確保が必要です。

(3) 重層的なセーフティネットの構築

地域の課題や困りごとを抱えている住民を早期に発見し、地域住民等が主体となって解決に向けた取組ができる仕組みや、地域での解決が困難な場合に、適切な支援につながる仕組みが必要です。

地域福祉に関する意識調査【近所に住んでいる方への支援】

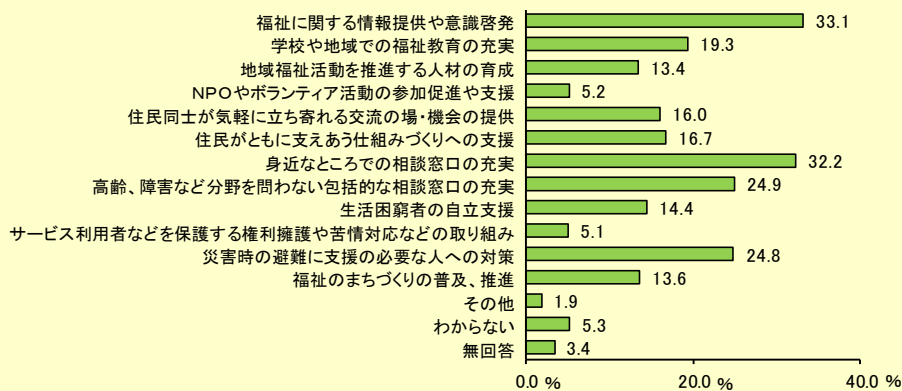


「積極的に支援したい」「できる範囲で支援したい」住民が一定割合いる。

(4) 複雑化・複合化した課題等の相談支援体制の充実

生活困窮や子どもの貧困、自死、ひきこもりなど、地域福祉を取り巻く課題は深刻化してきています。このため、地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等が取り残されず、解決が図られるよう、行政が中心となって地域住民や関係機関等の多様な主体と連携・協働した相談支援体制の充実が必要です。

地域福祉に関する意識調査【今後優先して充実すべき施策】



「身近なところでの相談窓口の充実」や「高齢、障害など分野を問わない包括的な相談窓口の充実」の割合が高い。

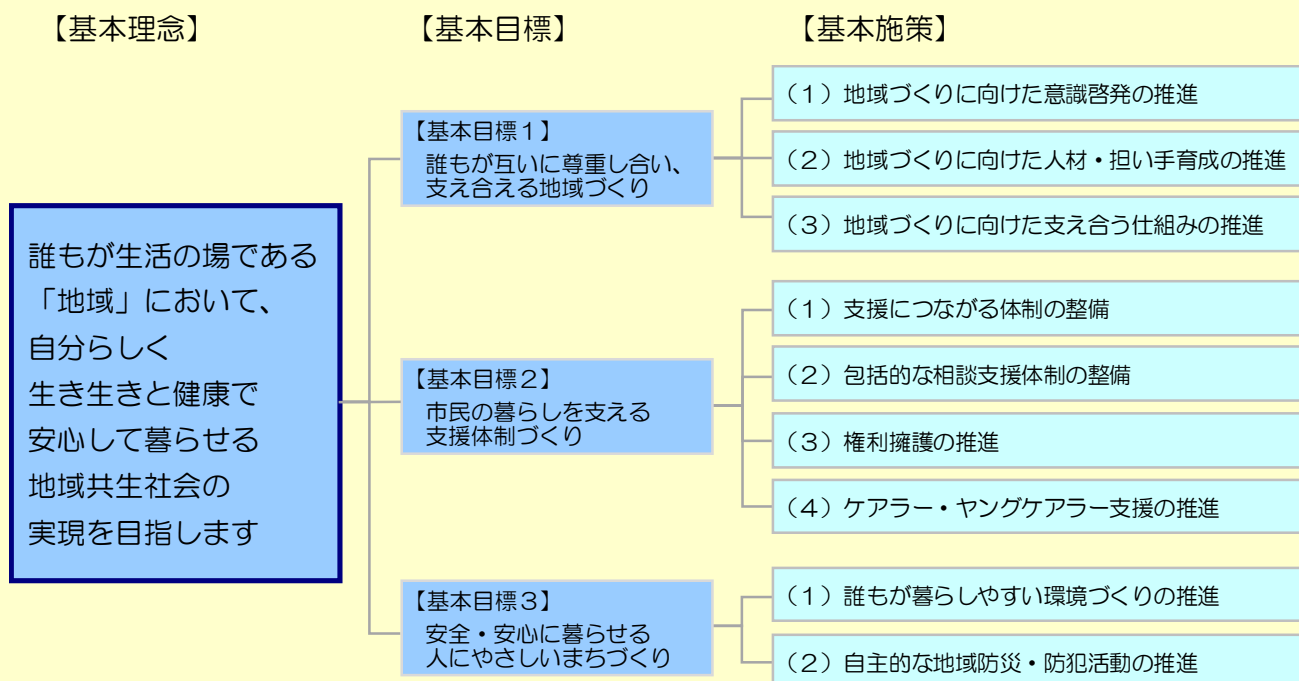
(5) 災害時等に対する備えの充実

平常時からの要配慮者の把握や日常的な見守りなど、高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が地域において安全・安心に暮らせるよう、災害時等の観点からも地域の連携を強めていくことが必要です。

施策体系

第3期計画では、第2期計画の基本理念を継承するとともに、さいたま市総合振興計画に位置付けられた「上質な生活都市」や、国の「地域共生社会の実現」という考え方を踏まえ、基本理念を定めました。

課題の整理等を踏まえ、3つの基本目標を設定し、9つの基本施策を展開していきます。



基本目標1 誰もが互いに尊重し合い、支え合える地域づくり

(1) 地域づくりに向けた意識啓発の推進

地域住民等が、相互に尊重し合うとともに、健康福祉に対する意識向上や地域の支え合い活動への参加促進が図られるよう、様々な機会を通じて意識啓発活動や福祉教育を進めます。

(2) 地域づくりに向けた人材・担い手育成の推進

地域の支え合い活動の主体である社会福祉協議会、近隣住民、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会、社会福祉法人、ボランティア団体、NPOなどが、それぞれの役割や機能を生かしつつ連携を図れるよう、人材・担い手育成に向けた支援を進め、地域福祉活動の活性化を図ります。

(3) 地域づくりに向けた支え合う仕組みの推進

地域住民等が地域の課題を発見するとともに、相互の理解を深めることができるよう、また高齢者や障害者、孤立しやすい住民、地域とのつながりが希薄な住民が地域社会との接点を築くことができるよう、多様な支え合いの場や機会、仕組みづくりを進めます。

基本目標2 市民の暮らしを支える支援体制づくり

(1) 支援につながる体制の整備

地域の課題や困りごとを抱えている住民に対して地域住民等が主体となって解決に向けた取組ができるよう、また、地域での解決が困難な場合に適切な支援につながるよう、保健福祉サービスに関する情報提供の充実や地域で支え合えるネットワークの整備を進めます。

(2) 包括的な相談支援体制の整備

地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等が取り残されず、解決が図られるよう、行政が中心となって地域住民や関係機関等の多様な主体と連携・協働して、個人の状況に応じた効果的・効率的な保健福祉サービスが展開される包括的な相談支援体制の整備を進めます。

(3) 権利擁護の推進

認知症等の高齢者、障害者、ドメスティック・バイオレンスや虐待の被害者などを含むあらゆる市民が、人間らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護の仕組みを充実し、保健福祉サービスを円滑に利用するための相談体制の整備、緊急時の対応体制の整備などを進めます。

(4) ケアラー・ヤングケアラー支援の推進

少子高齢化の進行等により、誰もがケアをされる側にもする側にもなり得る状況の中、すべてのケアラー・ヤングケアラーが個人として尊重され、自分らしく健康で文化的な生活を営むことができるよう、地域の多様な主体と相互に連携を図りながら、支援を必要としているケアラー・ヤングケアラーの早期発見、心身の負担軽減・解消に向けた支援を進めます。

1. 相談支援体制を整備します。
2. ケアラー支援に対する理解や知識を深めるとともに、必要な情報を届けるための広報・啓発活動を推進します。
3. ケアラー支援を担う人材を育成します。
4. ケアラーの負担軽減のために、一時的に介護等を提供する取組を推進します。
5. ケアラーが介護等の方法等に関する理解を深めるための取組を推進します。
6. ケアラー同士が交流や情報交換できる機会を確保します。
7. 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する取組を推進します。
8. ケアラーの実態やケアラー支援に対するニーズを把握します。

基本目標③ 安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり

(1) 誰もが暮らしやすい環境づくりの推進

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が地域において暮らし続けることができるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備や多様なニーズに対応した居住環境づくり、日常生活における移動手段の確保に向けた公共交通の充実などの生活環境の整備を進めます。

(2) 自主的な地域防災・防犯活動の推進

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が地域において安全・安心に暮らせるよう、市民の防災・防犯意識の高揚を図るとともに、地域の自主的な地域防災・防犯活動を進めます。

包括的な支援体制の整備

① 地域共生社会の実現について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。実現に向けて、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備を行うことが求められています。本市では、「住民に身近な圏域」と「市区圏域」の2つの視点で包括的な支援体制の整備を進めていきます。

② 住民に身近な圏域における支援体制について

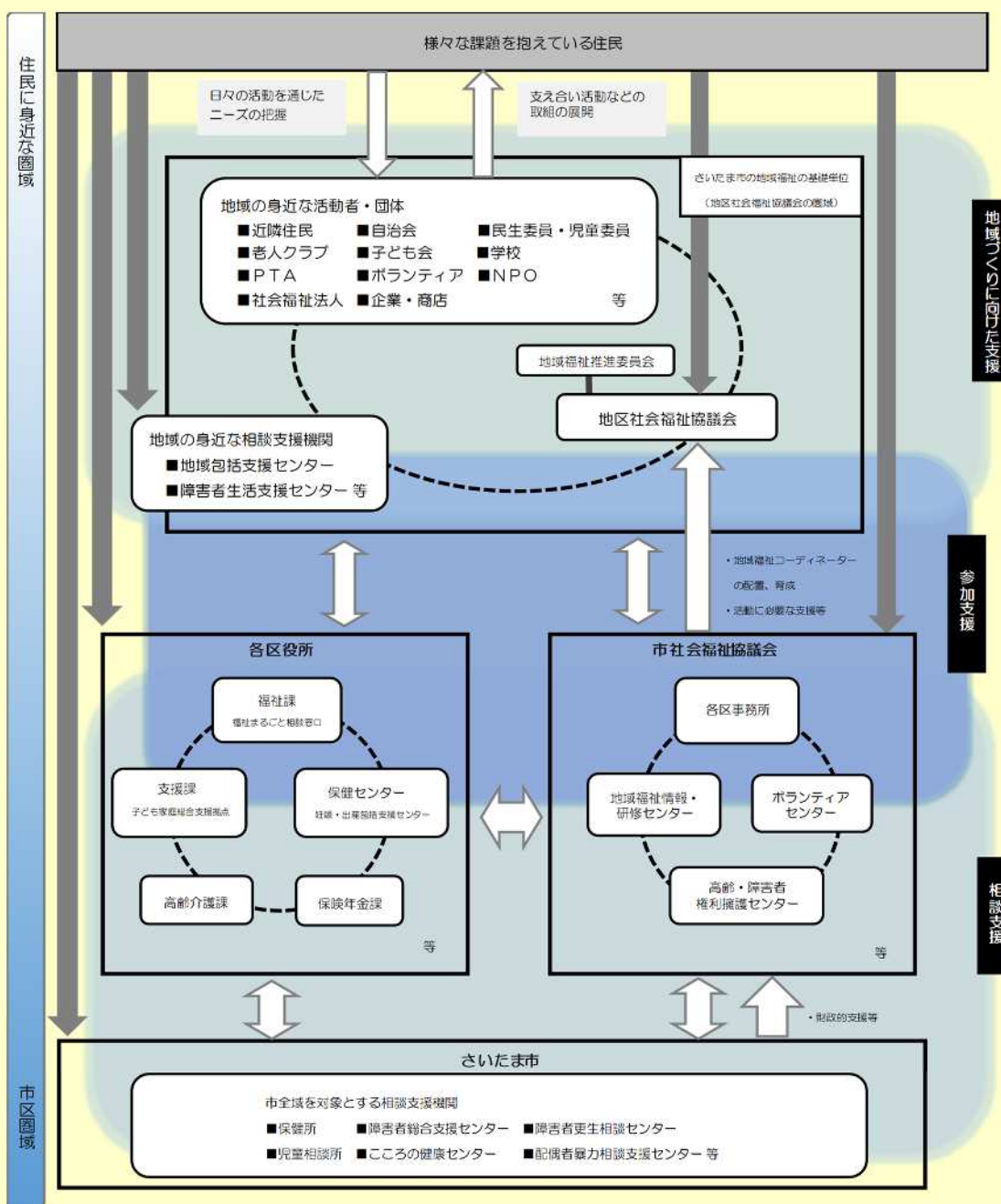
住民が主体的に地域の生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に向けて、地域に根ざした地域福祉活動の活性化とネットワークづくりに向けた支援を行っていくことが重要です。

また、地域住民のつながりが希薄化する中、困りごとを抱えている住民を地域で孤立させないためには、地域における見守りや課題発見、相談、専門機関へのつなぎ等を通じて、包括的な支援を行っていく仕組みづくりが求められています。そのため、市社会福祉協議会への支援や連携を通じて、地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を強化するとともに、地域に根ざした地域福祉活動の活性化とネットワークづくりの推進を目指します。

③ 市区圏域における支援体制について

地域における生活課題は、様々な分野が絡み合って「複雑化」し、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。地域での解決が困難な課題や制度の狭間にある課題等に対しては、行政が中心となって、地域住民や地域の多様な主体と連携・協働しながら解決に向けた支援を行っていく必要があります。本市では、「福祉まるごと相談窓口」が市区圏域における調整役としての機能を果たすことで、地域の身近な相談支援機関の多職種と行政が連携・協働し、複合化・複雑化した地域生活課題の解決を図る支援体制を目指します。

包括的な支援体制のイメージ図



相談・つなぎ (Consultation/Linkage) [Downward arrow]

連携・協働 (Cooperation) [Double-headed arrow]

ネットワーク (Network) [Dashed circle]

【国が示す重層的支援体制整備事業】

(相談支援) ・本人、世帯の属性に関わらない相談の受け止め、支援機関のネットワークでの対応
 ・アウトリーチも含め、継続的につながり続ける伴走支援

(参加支援) ・社会とのつながりを回復する支援
 ・本人のニーズ等を踏まえた社会資源を活用した多様な支援

(地域づくりに向けた支援) ・属性を越えて交流できる場や居場所の確保
 ・住民同士の顔の見える関係性の育成支援

さいたま市保健福祉総合計画（地域福祉計画）【概要版】（令和5年3月）
 さいたま市 保健福祉局 福祉部 福祉総務課
 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1254
 FAX：048-829-1961

この概要版は5,000部作成し、1部あたりの印刷経費は33円です。（さいたま市第3期保健福祉総合計画策定支援業務委託料のうちの印刷に要した経費です。）